



環境問題に取り組みたいけど 何からはじめればいいのか?

とお考えの事業所・団体・学校のみなさまへ



県内
1,000以上
の事業所が
登録!

おかやま

プラスチック 3R宣言 事業所



事業所の
イメージアップに
おすすめ!



「環境配慮型」事業所向け登録制度

登録いただくと木の登録証や
のぼりなどPRツールを進呈!



※3Rとは…リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)という3つの英語の頭文字

対象

岡山県内の
事業所・
団体・学校

申込方法

- 岡山県のホームページから申込用紙(Excel)をダウンロードし、必要事項を入力。

詳細はコチラ!



おかやまプラスチック3R宣言事業所

- メールに申込用紙(Excel)をそのまま添付して送付。

✉ jcokayama@jcomm01.onmicrosoft.com

裏面の用紙に記入しFAXからも申し込みますが資源節約のため、メールでの登録申請をお願いいたします。

- 宣言内容を中心にプラスチック削減に取り組んでください。

- 事務局から登録証と啓発資材が届きます。(登録申請の翌月末頃に発送予定)

登録募集中

詳細は裏面をご覧ください



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この印刷には
環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

※紙の再生率は70%以上を目標とします。

地球の負担を減らすためにはプラスチックの削減が課題!

あなたの事業所からはじめませんか?

プラスチックは非常に便利な素材である一方で、海洋プラスチックごみ問題等の環境問題が世界的な課題となり、2022年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。






県内でもプラスチックごみの排出抑制、リサイクル等が求められています。**岡山県では、事業者による主体的なプラスチックごみ削減に向けた取組を促すことを目的とし、3Rの取組を宣言する事業所を募集します。**





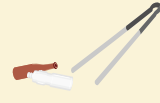


宣言内容一覧

[取組む内容を1つ以上選択してください]

※FAX送付の際はこのチェックボックスにチェックをしてください。

- 1 従業員がマイボトル等を積極的に利用し、プラスチック製品の使用を削減します 
- 2 事務所等で使うプラスチック製品の調達は長く使えるものを選びます 
- 3 事務所等で使うプラスチック製品の調達はリサイクル製品を選びます 
- 4 従業員やお客様のプラスチックごみは、分別や洗浄し、リサイクルを徹底します 
- 5 製造工程で出たプラスチックの端材や不良品のリサイクルを行います 
- 6 プラスチック製品の材料を紙などの代替素材又は、生分解性の材料に変更します

- 7 プラスチック製の梱包材やプラスチック製容器包装を減らします 
- 8 お客様にマイバッグの積極的な利用を呼び掛けます 
- 9 ストローなどの使い捨てプラスチックの利用・提供を減らします 
- 10 レジ袋有料化等により得られた収益金を環境活動等の支援のために寄附します 
- 11 **New!** 海に流出するごみを減らすため、ごみ拾いを実践します 
- 12 _____

(その他・自由記載)

FAX申込み用記入欄 以下情報をご記入の上、086-233-0820までお送りください。

① 企業・団体名

② 代表者役職・氏名

③ 担当者所属部署・氏名

④ 所在地

⑤ 取組を掲載している自社ホームページのURL

⑥ 電話

⑦ Eメール

⑧ 希望する啓発資材 ※いずれか1つを選んでください。

- ① 間伐材の登録証 ② 布のぼり
(この場合、紙の登録証は送付しません) (ポール・台はありません)

- ③ 間伐材のファイル及びマウスパッドのセット

※啓発資材は数に限りがあります。

⑨ 宣言日

202 年 月 日

⑩ 宣言内容一覧のチェック ※1~11から、必ず1つ以上をチェックしてください。

⑪ 誓約事項

下記の事項について誓約、承諾いただける場合はチェックボックスに チェックを入れてください。※チェックがない場合は登録できません。

当申請者は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

- 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
(1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
(2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

お問合せ
お申込先

事務局

株式会社JR西日本コミュニケーションズ岡山支社

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-5-24 JR岡山駅第2NKビル1階

Tel.086-223-5239 Fax.086-233-0820

受付/9:00~17:30
(土・日・祝日、年末年始除く)

✉ jcokayama@jcomm01.onmicrosoft.com

※ 産業廃棄物処理税活用事業

この事業は、廃棄物の抑制やリサイクルの推進を目的に産業廃棄物の処分量に応じて事業者から納税いただいた産業廃棄物処理税を財源として実施しています。